

# 動画でわかる共同養育計画書

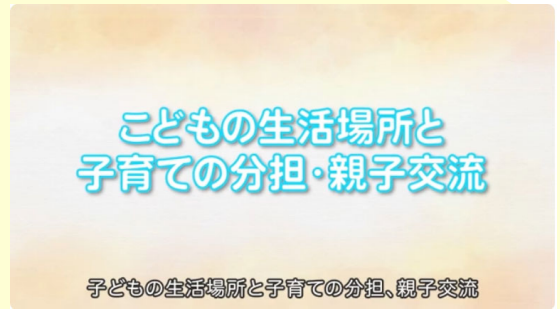
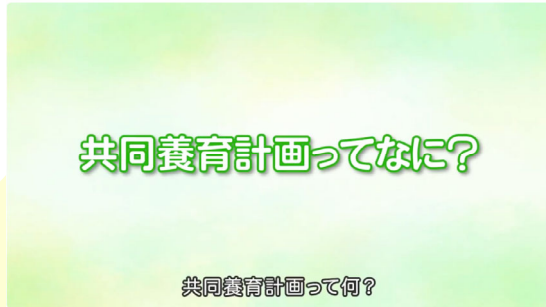
## コンセプト

- 子の利益の確保のためには共同養育計画に関する十分な情報提供が重要だが、
- 共同養育計画パンフレットは、精神的・時間的余裕がない方に読んでもらえない
- 改正法の解説動画は長く、なかなか視聴してもらえない。



目を引く短時間の動画で、共同養育計画に関心をもってもらい、パンフレットを読んでもらう。

## キャプチャー画像



※ 5チャプター、合計6分強

## 動画でわかる離婚届のチェック欄 (同時公開)

離婚届の提出する場合には、左の欄には何も記載しない必要はありません。

離婚届の提出する場合は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省)に反映されるものは、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 □まだ、決めていない。

子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育)を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決め」にチェックを付ける。

親子交流について

取決めをしている。 □まだ、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らす親が子と定期的、継続的に会って話をしたりで交際すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、している場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

取決めをしている。  取決めをしているにチェックを付ける。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても定期的に養育費を支払っている場合は、取決めをしていると見做す。